○志布志市議会政務活動費の交付に関する規則

平成28年3月25日
規則第16号

（趣旨）

第1条　この規則は、志布志市議会政務活動費の交付に関する条例（平成27年志布志市条例第38号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（交付申請）

第2条　政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者又は議員は、政務活動費交付申請書（様式第1号。次項及び次条において「申請書」という。）を議長を経由して市長に対し、毎年度4月10日までに提出しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以外の日に当該日の属する年度の政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者又は議員は、申請書を議長を経由して市長に対し、速やかに提出しなければならない。

（交付決定）

第3条　市長は、前条の申請書を受理したときは、会派又は議員について交付すべき政務活動費の額を決定し、政務活動費交付決定通知書（様式第2号）により、当該会派の代表者又は議員に通知するものとする。

（申請事項の変更）

第4条　第2条の規定により政務活動費の交付申請を行った会派の代表者又は議員は、会派にあっては会派の名称、代表者の氏名又は所属議員数に変更があったとき、又は議員にあっては氏名に変更があったときは、政務活動費交付申請事項変更届出書（様式第3号。次項において「届出書」という。）を議長を経由して市長に対し、速やかに提出しなければならない。

2　市長は届出書を受理した場合において、会派に交付すべき年度分の政務活動費の額を変更する必要があるときは、政務活動費変更交付決定通知書（様式第4号）により、当該会派の代表者に通知するものとする。

（交付請求）

第5条　会派の代表者又は議員は、第3条の規定による通知があったときは、政務活動費の交付の請求をすることができる。

2　政務活動費の交付を請求しようとする会派の代表者又は議員は、政務活動費請求書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の区分）

第6条　条例別表に規定する政務活動費を充てることができる経費の区分は、別表のとおりとする。

（収支報告書等の写しの送付）

第7条　議長は、条例第8条第2項及び第3項の規定により収支報告書等が提出されたときは、その写しを市長に送付するものとする。

（返還届）

第8条　条例第8条の規定による政務活動費の返還は、政務活動費返還届（様式第6号）によるものとする。

（会計帳簿等の整理保管）

第9条　政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者又は議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、当該支出に係る領収書等の証拠書類の写しを整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書等の提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

（その他）

第10条　この規則に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附　則（令和4年3月29日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

項目	経費の区分
調査研究費	資料印刷費　調査委託費　文書通信費　交通費　宿泊費　その他経費
研修費	講師謝金　会場費　交通費　宿泊費　文書通信費　参加費　その他経費
広報費	広報紙、報告書等印刷費　会場費　副食費　文書通信費　交通費　その他経費
広聴費	資料印刷費　会場費　副食費　文書通信費　交通費　その他経費
要請・陳情活動費	資料印刷費　文書通信費　交通費　宿泊費　その他経費
会議費	会場費　資料印刷費　交通費　宿泊費　文書通信費　参加費　その他経費
資料作成費	印刷製本費　翻訳料　事務機器購入費　事務機器リース料　その他経費
資料購入費	書籍購入費　新聞及び雑誌購読料　有料データベース利用料　その他経費

人件費	給料　手当　その他経費
事務所費	賃貸料　維持管理費　備品購入費　文書通信費　事務機器購入費　事務機器リース料

様式第1号(第2条関係)

様式第１号（第２条関係）

年　月　日

志布志市長　　様

会派の名称
代表者氏名
（議員にあっては、氏名）

政務活動費交付申請書

年度政務活動費の交付について、志布志市議会政務活動費の交付に関する規則（平成28年志布志市規則第16号）第２条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

交付申請額　　円
（　　年　月分から　　年　月分まで）

様式第２号（第３条関係）

第　　号
年　月　日
（　　扱い）

様

志布志市長　　印

政務活動費交付決定通知書

年　月　日付けで申請のあった政務活動費の交付については、次のとおり決定したので、志布志市議会政務活動費の交付に関する規則（平成28年志布志市規則第16号）第３条の規定に基づき、通知します。

１　交付年度	年度
２　政務活動費の交付決定額	円 （　　年　月分から　　年　月分まで）

様式第３号（第４条関係）

年　月　日

志布志市長　　様

会派の名称
代表者氏名
（議員にあっては、氏名）

政務活動費交付申請事項変更届出書

年　月　日付け　第　号により交付決定を受けた政務活動費について、申請書の記載事項に変更を生じたので、志布志市議会政務活動費の交付に関する規則（平成28年志布志市規則第16号）第４条第１項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

変更事項	変更前	変更後
会派の名称		
代表者氏名（議員にあっては、議員の氏名）		
所属議員数	人	人
変更年月日	年　月　日	
変更理由		

様式第４号（第４条関係）

第　　号
年　月　日
（　　扱い）

様

志布志市長　　印

政務活動費変更交付決定通知書

年　月　日付けで届出のあった申請事項の変更に基づき、次のとおり政務活動費の交付額を変更したので、志布志市議会政務活動費の交付に関する規則（平成28年志布志市規則第16号）第４条第２項の規定に基づき、通知します。

政務活動費の交付決定額	変更前	円
	変更後	円

様式第５号（第５条関係）

年　月　日

志布志市長　　様

会派の名称
代表者氏名　　㊞
（議員にあっては、氏名）

政務活動費請求書

年　月　日付け　第　　号の決定通知書に基づく政務活動費について、志布志市議会政務活動費の交付に関する規則（平成28年志布志市規則第16号）第５条第１項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1　請求金額　　金　　円

2　振込先

金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合・漁業協同組合・労働金庫
支店名	本店・支店・支所・出張所
口座区分	1　普通　　2　当座　　3　その他（　　）
口座番号	
（フリガナ）口座名義人	

様式第６号（第８条関係）

年　月　日

志布志市長　　様

会派の名称
代表者氏名　　㊞
（議員にあっては、氏名）

政務活動費返還届

年　月　日付け　第　　号の決定通知書に基づく政務活動費について、志布志市議会政務活動費の交付に関する条例（平成28年志布志市条例第16号）第８条の規定により、下記のとおり返還します。

記

返還金額　　金　　円